

# 寄付金規程

## 第1条（目的）

本規程は、公益社団法人京都保健会（以下本法人）定款の趣旨にもとづき受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（定義等）

本規程において寄付金は以下とし、当該に定めるところによる。

- （1）一般寄付金 共同組織（友の会）の会員と本法人の職員又は本法人が開設する事業所の利用者に、常時募金活動を行うことにより受領する寄付金
  - （2）特定寄付金 共同組織（友の会）の会員と本法人の職員又は本法人が開設する事業所の利用者に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金
  - （3）特別寄付金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄付金
- 2 本規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の資産を含むものとする。

## 第3条（一般寄付金の募集）

本法人は常時一般寄付金を募ることができる。

一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして、募集しなければならない。

## 第4条（特定寄付金の募集）

特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下、募金要項）を理事会に提出し承認を受けなければならない。

- 2 特定寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部または一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。

## 第5条（募金要項の交付等）

特定寄付金を募集するときは、募金要項を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

ただし、ホームページで募金要項を公開し、これに賛同して寄付した者へは、事後に交付することができる。

## 第6条（受領書等の送付）

一般寄付金又は特定寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、寄付金証書及び第4条第1項による募金要項を寄付者に送付するものとする。

寄付金証書には、本法人の公益目的事業および関連する事業に対する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

## 第7条（特定寄付金の結果報告）

本法人は、特定寄付金の募集期間終了後、速やかに寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページでの公開に代えることができる。

本法人は、特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果等を記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページでの公開に代えることができる。

## 第8条（特別寄付金）

本法人は個人又は団体から特別寄付金を受領することができる。この寄付金額、寄付者及び受領年月日を理事会に報告しなければならない。

2 前項の寄付金について寄付者から資金使途及び寄付金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき常務理事会の議決を経て、理事会に諮り承認を求めなければならない。この寄付金の取扱いに関しては必要な事項は別に定める。

3 寄付金下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合は、常務理事会の議決を経て、当該寄付金を辞退しなければならない。

- （1）国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定される以外の団体がその寄付により利益を受ける場合
- （2）寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- （3）寄付金の受け入れに起因して、本法人が著しく資金負担が生ずる場合
- （4）前3号に掲げる場合のほか、本法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本法人が受け入れるには社会規範上不適当と認められる場合

## 第9条（情報公開）

本法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

## 第10条（個人情報保護）

寄附者に関する個人情報については、別に定める取扱い要綱にもとづき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

## 第11条（改廃）

本規程は2012年6月7日から施行する。本規程の改廃は、理事会で決定する。

（2021年3月25日 第6回理事会 一部改正 2021年4月1日施行）